

「2026 年度 A I 活用農業地域展開促進業務」 委託先募集要項

1 業務の目的

近年、A I 技術の急速な進展により、需要予測や作業計画の最適化など、農業経営における A I 活用が実用化段階を迎えている。一方で、県内における A I 導入は一部の経営体による個別的な取組に留まっており、地域全体への普及・展開には至っていない。

また、農業経営を取り巻く環境は、資材価格の高騰や市場変動等による不確実性の高まりを背景として、従来の経験や勘に依存した経営から、データに基づく意思決定を重視する経営への転換が求められている。このため、A I 技術を活用し、省力化と収益性向上を両立する新たな農業経営モデルを構築するとともに、県内の多様な作目・産地へ展開可能な仕組みを整備する必要がある。

しかしながら、A I 活用は地域条件や作目特性に応じた個別最適化が不可欠であり、導入プロセスや支援手法が十分に体系化されていないことから、県内で横展開するための標準的な導入モデルが確立されていない。

そこで、県では、実際の産地における実証を通じて A I 導入による効果や課題を検証し、地域や作目の特性に応じて応用可能な導入モデル及び導入プロセスを整理・具体化するとともに、2027 年度以降の県内展開に向けた戦略及び実施手順を策定する。また、A I 活用を支える人材育成や支援体制づくりを進めることで、県内各地域への展開につなげるため、「A I 活用農業地域展開促進業務」を実施する。

2 業務の内容

業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 事業全体のマネジメント
- (2) 農業経営への A I 導入実証の実施
- (3) 成果報告会の実施
- (4) 農業者向け A I 導入ガイドラインの作成
- (5) 普及指導員向け支援ハンドブックの作成
- (6) 普及指導員等の A I 活用支援力の向上
- (7) A I 活用地域展開戦略の策定
- (8) その他 (1) から (7) に関連する業務

詳細は別添「「2026 年度 A I 活用農業地域展開促進業務」委託仕様書」のとおり。

3 応募資格

応募資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- ②「令和８・９年度入札参加資格者名簿」登載者のうち、業務（大分類）「03. 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「07. 調査委託」または、「16. その他の業務委託等」が登録されていること。かつ、業務（大分類）「03. 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「08. コンピュータサービス」が登録されていること。
- なお、上記の登録については、現在申請中で契約締結時に登録が見込まれる者を含む。
- ③応募受付期間において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④財政的基礎が健全に確立されていること。
- ⑤「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる者ではないこと。
- ⑥国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

4 募集期間

2026 年 9 月 18 日（金）から 2026 年 10 月 15 日（木）午後 5 時まで(必着)

5 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

17,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

または、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号に該当する場合は全額免除とする。

(4) 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 26 日(金)までとする。

(5) 委託費の支払条件

原則、精算払いとする。

(6) 電子契約について

本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県 HP に掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

(7) その他

企画競争に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

6 説明会の開催

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催する。なお、説明会への参加は応募要件ではないが、欠席により不利益を受けても県はその責任を負わない。

(1) 日時

2026 年 9 月 25 日（金） 午前 11 時 00 分から

(2) 場所

オンライン開催（Microsoft Teams を使用）

(3) 参加申込方法

参加申込は以下により電子メールで行うこと。お申込みいただいた方へ、オンライン会議の URL や注意事項等を電子メールで送付する。

- ・ 申込期限：2026 年 9 月 24 日（木）午後 5 時まで
- ・ メールの件名は「2026 年度 A I 活用農業地域展開促進業務の説明会参加」とすること。
- ・ 本文中に次の 1～3 を記載すること。
 1. 貴社（団体）名
 2. 参加者氏名（複数人いる場合は、全員分）
 3. 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・ 申込先：愛知県農業水産局農政部農業経営課
電子メール：nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp

7 応募方法等

(1) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

- ① 企画応募書（様式 1）
- ② 企画提案書（様式任意）
- ③ 経費積算書（様式任意）
- ④ 事業実施体制及び同種事業実績（様式 2）
- ⑤ 提出者（提出団体）の概要がわかる資料（様式任意）
- ⑥ 直近 3 か年の決算報告書（設立後 3 年未満の場合は提出可能な年度分とする。
決算期末到来等により決算報告書が存在しない場合は、事業計画書、収支予算書その他財務状況を確認できる書類を提出すること。）
- ⑦ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）及び申告内容に係る関係資料

イ 提出部数

①、⑤、⑥、⑦ 1部

②、③、④ 6部（正本1部、副本5部）※副本は写しで可

ウ 提出期限

2026年10月15日（木）午後5時（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送、宅配便のいずれか

※持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。e-mail 及びFAX による提出は受け付けない。

※郵送、宅配便の場合は、提出期限までに必着のこと。

（2）企画提案書類の提出先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（愛知県庁西庁舎4階）

愛知県農業水産局農政部農業経営課（担当：大橋、橋詰）

電話：052-954-6412（ダイヤルイン）

（3）企画提案書類作成上の注意事項

ア 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

①提出期限を過ぎて書類が提出された場合

②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

③審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④募集要項に違反すると認められる場合

イ 企画提案書の提出は、1者1案とする。

ウ 提出期限後の問い合わせ、提出書類の変更（差し替え）や再提出には原則として応じない。

エ 応募に関する質問がある場合は、2026年9月28日（月）午後5時までに、愛知県農業水産局農政部農業経営課に電子メールにより提出する（様式自由）。その際、件名は「2026年度AⅠ活用農業地域展開促進業務委託 質問」とする。質問への回答は、2026年10月1日（木）までに、質問者に電子メールで通知し、また県のホームページに掲載する。

電子メール：nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp

（4）その他

ア 書類の提出に係る費用は、応募者の負担とする。また、提出した書類は返却しない。

イ 提出書類に記載のある個人情報、当業務の目的に限り利用し、厳重に管理する。

ウ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。

エ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

8 選定者数

1 者

9 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書類について、県が形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において、企画提案書の内容のプレゼンテーション審査を行う。審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせや異議申し立てには応じない。

プレゼンテーションを行う時間、開催方法等は後日通知する。

- ・プレゼンテーション審査予定日：2026 年 10 月 21 日（水）午後

(2) 審査基準

審査委員会では以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務実施体制等

- ・組織体制や人員配置が適切か。
- ・業務の遂行に関する全体のスケジュールは適切か。
- ・関係機関との連絡調整を円滑に行うための体制が確保されているか。
- ・類似業務の実績やノウハウを有しているか。

イ 業務内容等

(ア) 全般について

- ・業務実施の基本方針が、本事業の目的や課題を踏まえた内容となっているか。
- ・業務全体の進め方や実施手順が具体的かつ実現可能な提案となっているか。

(イ) 事業全体のマネジメント

- ・県との定期的な打合せ、進捗管理、課題整理及び実施内容の調整等について、効果的なマネジメント手法が提案されているか。

(ウ) 農業経営への A I 導入実証の実施

- ・A I を活用した農業経営支援の実証について、実施手順及び効果検証の方法が具体的かつ実施可能な提案となっているか。
- ・対象品目及び実証経営体の選定に当たり、地域特性や経営類型の多様性をどのように確保するか、その考え方が示されているか。
- ・実証を通じて、普及指導員による A I 導入支援手法の習得や支援体制の構築をどのように進めるか、その考え方が示されている。
- ・品目別 A I 活用モデルシートについて、どのような内容を整理し地域展開につなげるか、その考え方が示されているか。

(エ) 成果報告会の実施

- ・生産者、J A、普及指導員その他関係者への効果的な情報発信に向けた成果報告会の企画・運営の考え方が示されているか。

- ・実証成果や導入プロセス等について、現場での活用や地域展開につながる情報共有方法が提案されているか。

(オ) 農業者向けA I 導入ガイドライン及び普及指導員向け支援ハンドブックの作成

- ・農業者が活用しやすいガイドラインを作成するための考え方や構成方針が示されているか。
- ・普及指導員が実際の支援場面で活用できるハンドブックを作成するための考え方や構成方針が示されているか。

(カ) 普及指導員等のA I 活用支援力の向上

- ・普及指導員等のA I 活用支援力の向上に向けて、知識習得と実践的な支援経験の蓄積をどのように進めるか、その考え方や実施方法が示されているか。
- ・実証期間中の相談対応や情報共有など、継続的な支援を行うための体制づくりの考え方が示されているか。

(キ) A I 活用地域展開戦略の策定

- ・2027 年度以降の県内展開を見据えた戦略の策定に当たり、その考え方や検討プロセスが示されているか。
- ・展開対象、推進体制、展開手法、人材育成方策、ロードマップ及びK P I について、実効性のある戦略を構築するための考え方が示されているか。
- ・地域展開に向けた導入条件や課題をどのように整理し、戦略へ反映するか、その考え方が示されているか。

ウ 業務の効果

- ・事業の趣旨に沿った効果的な独自提案がなされているか。
- ・波及効果や今後の発展性が期待できる内容となっているか。

エ 委託業務経費

- ・経費の積算根拠が明確であり、業務内容に対して妥当なものとなっているか。

(3) 予備審査

企画提案の応募件数が6件以上の場合は、審査委員会の審査に先立ち、提出された企画提案書類について、以下により予備審査を行う。

なお、予備審査は非公開とし、審査者は公表しない。

ア 予備審査は企画提案書類を基に書面審査にて行う。

イ 審査基準は審査委員会のものに準ずる。

ウ 応募のあった全ての企画提案に順位を付け、上位5件を審査会へ付議する。

エ 予備審査結果は、審査会での審査に影響を与えないものとする。

オ 予備審査結果は、すべての企画提案者に対し、電子メール等で通知する。

(4) 選定

審査委員会の審査結果を受け、県が委託先を選定する。

(5) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して通知する。

(6) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

10 スケジュール（予定）

2026 年 9 月 18 日	委託先募集開始
2026 年 9 月 25 日	説明会
2026 年 9 月 28 日	質問受付期限
2026 年 10 月 15 日	企画提案書の提出期限
2026 年 10 月 21 日	審査委員会による審査（プレゼンテーション）
2026 年 10 月下旬	契約締結、業務実施
2027 年 3 月 22 日	委託業務報告書の提出、完了検査
2027 年 3 月下旬	請求書の提出
2027 年 4 月中旬	委託料の支払い

11 その他

(1) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。

(2) 採択された企画提案書の内容を県と委託先とで協議・調整のうえ、事業実施内容に変更を加える場合がある。

(3) 委託業務の開始から終了までの間、業務の実施方法や進捗状況の確認等を行うため、県との連絡調整を密にし、報告は定期的に行うこと。